

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第10号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項各号列記以外の部分中「(令和2年1月17日文科科学省告示第1号)第3」を「(令和7年9月25日文科科学省告示第114号)第1章第3節」に改める。

第9条第5項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる活動のほか、本市又はボランティア活動休暇を受ける教職員が居住する本市以外の市町村（特別区を含む。）の区域内において行われる教育長が定める地域に貢献する活動

別表第4(7)の項中「地震、火災、水害等の」を「震災、風水害、火災その他これらに類する」に改め、同表(10)の項中「風水害、火災その他非常災害」を「震災、風水害、火災その他これらに類する災害」に改め、同表(11)の項中「風水害、火災その他天災地変による教職員の現住する住居の滅失又は破壊」を「震災、風水害、火災その他これらに類する災害による教職員の現住居の滅失又は損壊に伴って当該教職員が行う当該現住居の復旧、一時的な避難その他の別に定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)